

議案第30号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3 附属機関の部 農業振興地域整備促進協議会委員の項の次に次のように加える。

鳥獣被害 対策実施 隊員	月額	3,800	60	11,600	11,600	2,400
--------------------	----	-------	----	--------	--------	-------

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
30号	1

## 提案理由（議案第30号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農林水産業の被害防止の活動をする鳥獣被害対策実施隊隊員に対する報酬を支給するため、「守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
30号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
別表第3（第9条，第10条，第14条関係） 【別記1】	別表第3（第9条，第10条，第14条関係） 【別記2】

議案 30号	頁数 3
-----------	---------

【別記1】

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	
					甲地方	乙地方		
附属機関	特別職報酬審議会	会長	日額	11,900	60	11,600	11,600	2,400
		委員	日額	10,300	60	11,600	11,600	2,400
附属機関	農業振興地域整備促進協議会委員	日額	7,000	60	11,600	11,600	2,400	
		鳥獣被害対策実施隊員	月額	3,800	60	11,600	11,600	2,400

【別記2】

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	
					甲地方	乙地方		
附属機関	特別職報酬審議会	会長	日額	11,900	60	11,600	11,600	2,400
		委員	日額	10,300	60	11,600	11,600	2,400
附属機関	農業振興地域整備促進協議会委員 (新設)	日額	7,000	60	11,600	11,600	2,400	